### 例 凡.

- 1. この年報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査)の調査結果である。
- 2. 営業用バスの走行キロは、平成24年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている 「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成25年4月分から、本調査 の結果を用いて公表している。
- 3. 平成21年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。 自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、 平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送 統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
- 4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
- 5. この月報で用いている符号は次のとおりである。

「0」 単位未満 「-」 データなし、推計省略

「※」—— 暫定数値 「r」—— 改訂数値

#### 概 要

### 1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政 策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

### 2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和35年から自動車輸送統計調査で実施されてきた が、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成22年度から本調査により調査・集計を 行い、その結果を公表している。

### 3. 調查対象

登録自動車(道路運送車両法第4条)及び軽自動車(道路運送車両法第60条)を調査対象と し、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している(別表1参照)。 なお、以下の自動車については、調査から除外している。 ・大型特殊車(ブルドーザー等)

- ・小型特殊車 (フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
- 二輪車
- 電気自動車
- ・専ら緊急の用に供するための自動車(消防車、警察車等)等

### 4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を 配布及び回収し行っている。 また、調査は自計報告で行っている。

# 5. 調査時期

調査は毎月行っており、約9,600の自動車の使用者に対して調査票を配布している。 また、調査期間は、平成28年4月分から、別表1のとおり、国土交通大臣が指定する7日間又 は1ヶ月間としている。

### 6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^{n} \left(x_i \frac{D}{d}\right) \frac{Y}{\sum_{i=1}^{n} y_i}$$

X:推計值

D:調査月の日数

d:調査期間の日数

Y:母集団の補助変量の総和

x.:第i標本の統計値

v.:第i標本の補助変量

n:標本数

## 別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

	調	査	対	象	車	両		
業態 (注1)	分 類	番号(注	2 )	輸送形態	(注1)	車	種	調査期間
営 業 用		・100~199・10. び1AA~1ZZ	A~19Z •			普	通車	
	$\begin{array}{l} 4\cdot 6\cdot 40\sim 49\cdot 60\sim 69\cdot 400\sim 499\cdot \\ 600\sim 699\cdot 40A\sim 492\cdot 60A\sim 692\cdot \\ 4A0\sim 429\cdot 6A0\sim 629\cdot 4AA\sim 4ZZ\&\&\&\\ 6AA\sim 6ZZ\\ 8\cdot 80\sim 89\cdot 800\sim 899\cdot 80A\sim 892\cdot \\ 8A0\sim 8Z9\&\&\&\&&802Z\\ 40\sim 49\cdot 400\sim 499\cdot 600\sim 699\cdot 40A\\ \sim 49\cdot 60A\sim 69Z\cdot 4A0\sim 4Z9\cdot 6A0\sim \\ 6Z9\cdot 4AA\sim 4ZZ\&$		貨物目	動 車	小	、 型 車		
					特	種 車		
					軽	自動車	7 日	
	$\begin{array}{c} 2 \cdot 20 \sim 29 \cdot 200 \sim 299 \cdot 20A \sim 29Z \cdot \\ \underline{2A0} \sim 229 \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}} 2AA \sim 2ZZ \\ 3 \cdot 30 \sim 39 \cdot 300 \sim 399 \cdot 30A \sim 39Z \cdot \\ 3A0 \sim 3Z9 \cdot 3AA \sim 3ZZ \cdot 5 \cdot 7 \cdot 50 \sim \\ 59 \cdot 70 \sim 79 \cdot 500 \sim 599 \cdot 700 \sim 799 \cdot \\ 50A \sim 59Z \cdot 70A \sim 79Z \cdot 5A0 \sim 5Z9 \cdot \\ 7A0 \sim 7Z9 \cdot 5AA \sim 5ZZ \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}} \colored{\mathcal{K}}$			ョ動 車	バ	ス		
			旅客目		乗	: 用 車		
自 家 用		・100~199・10 び1AA~1ZZ	A∼19Z •			普通車	積載量2トン以上	
	4・6・40~49・60~69・400~499・ 600~699・404~49Z・60A~69Z・ 4A0~4Z9・6A0~6Z9・4AA~4ZZ及び 6AA~6ZZ		告物	自動車	小型車	積載量2トン未満	1ヶ月	
	8 · 80~89 · 800~899 · 80A~89Z ·	A∼89Z •	, in	- 200 -	特種車	貨物輸送車	7 日	
	8A0~8Z9及び8AA~8ZZ 40~49 · 400~499 · 600~699 · 40A ~492 · 60A~69Z · 4A0~4Z9 · 6A0~ 6Z9 · 4AA~4ZZ及び6AA~6ZZ				(注3)	非貨物輸送車		
					軽	自 動 車	1ヶ月	
	$\begin{array}{c} 2 \cdot 20 \sim 29 \cdot 200 \sim 299 \cdot 20A \sim 29Z \cdot \\ \underline{2A0} \sim 2Z9 \underbrace{\mathcal{K}  \mathcal{C}2AA} \sim 2ZZ} \\ 3 \cdot 30 \sim 39 \cdot 300 \sim 399 \cdot 30A \sim 39Z \cdot \\ 3A0 \sim 3Z9 \cdot 3AA \sim 3ZZ \cdot 5 \cdot 7 \cdot 50 \sim \\ 59 \cdot 70 \sim 79 \cdot 500 \sim 599 \cdot 700 \sim 799 \cdot \\ 50A \sim 59Z \cdot 70A \sim 79Z \cdot 5A0 \sim 5Z9 \cdot \\ 7A0 \sim 7Z9 \cdot 5AA \sim 5ZZ \underbrace{\mathcal{K}  \mathcal{K}7AA} \sim 7ZZ} \\ 50 \sim 59 \cdot 500 \sim 599 \cdot 700 \sim 799 \cdot 50A \sim 59Z \cdot 70A \sim 79Z \cdot 5A0 \sim 5Z9 \cdot 7A0 \sim \\ 7Z9 \cdot 5AA \sim 5ZZ \underbrace{\mathcal{K}  \mathcal{K}7AA} \sim 7ZZ \cdot 80 \sim \\ 89 \cdot 800 \sim 899 \cdot 80A \sim 89Z \cdot 8A0 \sim 8Z9} \underbrace{\mathcal{K}  \mathcal{K}8AA} \sim 8ZZ} \\ \underbrace{\mathcal{K}  \mathcal{K}8AA} \sim 8ZZ} \end{aligned}$			ョ動車	バ	ス	7 日	
			旅客目		乗 (	: 用 車(注 4)	1ヶ月	
					軽	: 自 動 車	1,7,4	

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
  - 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
  - 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。 貨物輸送車は、タンクローリー(液体やガスなどを運搬)、アスファルト運搬車、コンク リートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。

非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供 さない自動車である。

なお、営業用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分していない。

4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

# (注2関係)

### 登録自動車

自 動	車種別及び用途	分類番号
普通自動車	貨物自動車	1・10~19・100~199・10A~19Z・1A0~1Z9及び 1AA~1ZZ
	乗合自動車	2・20~29・200~299・20A~29Z・2A0~2Z9及び 2AA~2ZZ
	乗用自動車	3・30~39・300~399・30A~39Z・3A0~3Z9及び 3AA~3ZZ
小型自動車	貨物自動車	4・6・40~49・60~69・400~499・600~699・40A ~49Z・60A~69Z・4A0~4Z9・6A0~6Z9・4AA~4ZZ 及び6AA~6ZZ
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50~59・70~79・500~599・700~799・50A ~59Z・70A~79Z・5A0~5Z9・7A0~7Z9・5AA~5ZZ 及び7AA~7ZZ
特種自動車		8・80~89・800~899・80A~89Z・8A0~8Z9及び 8AA~8ZZ
大型特殊自動	動車 (建設機械を除く)	9・90~99・900~999・90A~99Z・9A0~9Z9及び 9AA~9ZZ
大型特殊自動 するもの	動車のうち建設機械に該当	0・00~09・000~099・00A~09Z・0A0~0Z9及び 0AA~0ZZ

### 軽自動車

自動車種別	分 類 番 号
貨物自動車	40~49・400~499・600~699・40A~ 49Z・60A~69Z・4A0~4Z9・6A0~6Z9・ 4AA~4ZZ及び6AA~6ZZ
乗用自動車	50~59・500~599・700~799・50A~ 59Z・70A~79Z・5A0~5Z9・7A0~7Z9・ 5AA~5ZZ及び7AA~7ZZ
特種自動車	80~89・800~899・80A~89Z・8A0~ 8Z9及び8AA~8ZZ